

議案第 4 1 号

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法施行規則が改正され，引用する条項の移動が生じることに伴い，所要の
整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代理人による申請) 第12条 <u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。))の代理人」と、第8条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。))の代理人」と、同条第2項及び第10条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。	(代理人による申請) 第12条 <u>地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。))の代理人」と、第8条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。))の代理人」と、同条第2項及び第10条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。